

岩手県要保護児童対策地域協議会議事録

開催日時： 令和5年2月10日（金）13：30～15：35

開催場所： 岩手県民会館 第2階会議室

出席委員： 29人中21人出席

| | |
|----------|---------------------------|
| 米田ハツエ | 岩手県民生委員児童委員協議会 |
| 稲田泰文 | 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会保育協議会 |
| 佐藤 孝 | 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 |
| 山影光子 | 岩手県里親会 |
| 鈴木卓哉 | 一般社団法人岩手県歯科医師会 |
| 山家健仁 | 岩手医科大学附属病院 |
| 近藤真理子 | 岩手県保健師長会 |
| 金野 治 | 岩手県小学校長会 |
| 高橋寿美子 | C A P岩手 |
| 須山通治 | 岩手弁護士会 |
| 熊谷宏彰 | 株式会社岩手日報社 |
| 柴垣 登 | 国立大学法人岩手大学教育学部 |
| 三上邦彦 | 公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部 |
| 昆 秀博 | 盛岡市子ども未来部子ども家庭総合支援センター |
| 稲葉郁子 | 金ケ崎町子育て支援課 |
| 千田幸喜 | 岩手県教育委員会事務局学校教育室 |
| (代理)川上一博 | 岩手県警察本部生活安全部人身安全少年課 |
| 小川 修 | 岩手県福祉総合相談センター |
| 平中清人 | 岩手県一関児童相談所 |
| 大向幸男 | 岩手県宮古児童相談所 |
| 高橋久代 | 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 |

(事務局)

ただいまから、「令和4年度岩手県要保護児童対策地域協議会」を開催いたします。

本日は委員定数29名のところ21名の委員の皆様に御出席いただいております。

岩手県児童対策地域協議会設置要綱、第5条第2項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、会議は公開とさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、会議の方を進行させていただきます。開会にあたりまして野原保健福祉部長から、一言御挨拶を申し上げます。

(野原保健福祉部長)

コロナ禍の中、2年ぶりの開催となりました。

令和4年度岩手県要保護児童対策地域協議会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中お集りいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、それぞれのお立場の中で、児童虐待防止をはじめ、本県の児童福祉の推進に御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年度の児童相談所におけます、児童虐待相談対応件数は、全国で、20万7660件、本県においても1,709件と、いずれも過去最多を更新しましたほか、重篤な事案も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっております。

このような中、国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、本年4月に子ども家庭庁を設置するほか、児童相談所や市町村の体制強化を図るため、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを示すなど、児童虐待防止対策の一層の強化が図られることとなっております。

虐待を受けている子どもなどの要保護児童等を早期に発見し、適切な保護支援を図るためには、関係機関がその子どもや家庭に関する情報や対応方針を共有し、適切な役割分担、連携の下で対応していく必要があると考えておりますことから、県といたしましても、委員の皆様からの御意見を参考にしながら、虐待防止対策を推進して参る所存であります。

本日は、本県の児童虐待の現状や、県の取組状況のほか、ヤングケアラーへの対応状況等について、御報告させていただきますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日の御出席者の御紹介でございますが、各委員の御紹介と出欠状況につきましては、お手元に配付しております委員名簿に代えさせていただきますと存じます。

ここで野原保健福祉部長につきましては業務都合により退席をさせていただきます。

(事務局)

それでは議事の方に戻りたいと思います。

次に、次第の「4 会長選出」でございます。委員改正に伴いまして会長の選出が必要となっております。

当協議会におきましては、岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、会長は委員の互選により選出することとされております。

会長の選出につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

特になければ、事務局案がございますけれども、こちらの方から事務局案をお示ししてもよろしいでしょうか。

(なし)

(事務局)

ありがとうございます。

それでは事務局に御提案させていただきます。

三上委員に会長をお願いしたいと存じますが御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

御異議ないようでございますので、三上委員を会長に決定させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱第5条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、三上会長には議長席に御移動をお願いいたします。

(三上会長)

三上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど、野原部長さんからお話しがあったように、2年ぶりの対面開催でございます。

この対面ならではの意見交換もできるかなと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは続きまして副会長の選出を行いたいと思います。

副会長の選出につきましては、会長が委員の中から指名することとされております。

三上会長、いかがいたしましょうか。

(三上会長)

それでは、柴垣委員をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(柴垣委員)

はい。

(事務局)

それでは副会長に選任された柴垣委員から一言お願い致します。

(柴垣委員)

副会長に選任されました。岩手大学教育学部の柴垣と申します。

どうぞよろしく願いをいたします。

(事務局)

それでは、次第「5 議事」に入ります。これ以降は三上委員に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(三上会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事「5(1)岩手県における児童虐待の状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(議題 (1) 説明)

(三上会長)

ありがとうございました。

ただいま岩手県における児童虐待の状況について説明があったところでございますけれども、御質問や御意見等ございますでしょうか。

(高橋寿委員)

CAP 岩手の高橋です。よろしくお願いします。

通告経路についてですが、警察が多く、次に学校となっていて保育所が少ないのは意外だったのですが、何か理由はありますか。イメージとして幼少期のところの保育園とか幼稚園、センターの通告が多いのかなと漠然と思っていたので。

(事務局)

「学校」とは小学校から高校までになりますので、保育園についてはベースになる人数が学校の方が多いためというのが理由の一つとして考えられます。

(高橋寿委員)

ありがとうございます。

保育園とか幼稚園が、虐待についての知識がないということではないのですね。

(事務局)

そこに関しましては、やはり保育所、幼稚園も含めて、ちょっとおかしいなと思ったことを次に繋げるというところはしっかりやっけていただいているものと思っております。

(高橋寿委員)

ありがとうございます。

全国的に不適切な保育を行われているという報道があり、このことについて心配になっておりました。

(三上会長)

貴重な御意見ありがとうございます。

特に保育所に関しては保育士等のキャリアアップ研修事業や、各市町村での子ども虐待に関わる場所の研修も組んでいただいているところではあると思えますけれども、実質的なところでの相談件数としてはなかなか挙がりづらいところでしょうけれども、当然改めてまた高橋委員さんの方からの御意見いただいたところで、これは確認できればなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

他にございますでしょうか。

続きまして、「(2)児童虐待防止アクションプランに関連する事案の取組状況について」、ナンバーの2-1からナンバーの2-4まで事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(議題 (2) 説明)

(三上会長)

ありがとうございます。

この岩手県では虐待防止アクションプランであって、5か年のプランニングの中で、令和3年度の実績について御説明していただいて、今年度に関しては指標のところ、具体的な数字も入れていただいて、切れ目のない支援の枠組みの中で、大きな手段としての早期虐待の発生の予防から、再発防止までというような形で主なポイントについて説明していただきました。

これに関しまして、御質問や御意見等ございますでしょうか。

(高橋寿委員)

とても分かりやすい資料だったと思うのですが、資料の字が小さいので、新聞程度の大きさにしていただきたいです。

中身としましては、オレンジリボンキャンペーンの実施のところで、講演会の参加人数 292 人はオンラインということですが、今年度会場参加にしたら参加者が少なかったことから、オンラインの方がいいのではないのかなと思いました。

街頭活動でいつも 11 月にはオレンジリボンの配布に参加しているのですが、このところはお声掛けがないことから、コロナ禍で、なかったのかなあと感じていました。ただ、会員としてはこういう時期だからこそ、何か行動しなければという思いがあり、それぞれ自分の通う美容院とかですね、歯医者さんとかにお声掛けしたり、11 月を意識してオレンジリボンやチラシを配ったりさせていただいたのですが、街頭活動でチラシ配布というのは、いつどこでしていたものなのかお分かりになりますでしょうか。水沢の駅なんかでは、ツリーがあって、オレンジリボンとティッシュが御自由にどうぞと置いてあって、すごいなと思っていたのですが、県としてはどうだったのかお聞きしたいです。

(三上会長)

ありがとうございます。

特にその街頭活動についての県としての取組について御報告いただければと思います。

(事務局)

街頭活動は主に広域振興局で進めさせていただいている事業になります。

振興局の中ではコロナ対応の業務と併せて進めているというところで、感染防止ということで街頭配布をやらなかったところもございますし、ショッピングセンター等でチラシを配布するなど取組をした部分もございます。

また、街頭活動はできなかったけれども、時期的にDVのパープルリボンキャンペーンというものと時期が合わさっているというところもあって、オレンジリボンパープルリボンキャンペーンということで、ツリーを設置してそこで啓発資料を配ったりということで取組を進めてきたというところです。

以前やっていたような街頭に立ってのビラ配りっていう事例はあまりなかったはずですが。

(高橋寿委員)

オレンジリボンですが、11 月に限らずに取組をしなければ世の中良くならないんじゃないかなと思います。ところが、今年の 11 月は、テレビで国会審議の様子を見ても議員さんは、パープルリボンと、あとブルーの北朝鮮の関係の旗をつけてはいらっしゃるんですが、オレンジリボンを付けている方はいなかったんですね。それもすごく気になります。ましてオレンジリボンに何か問題があったのかと思いました。

女性に対する暴力防止というところでは、女性は一生懸命声を上げてらっしゃるし、それは素晴らしいことだと思うんですね。でも子どもは自分で声上げられませんから。やっぱり、関係者が声を上げて注目していただけるようにしていかなければならないと感じておりま

した。

(三上委員)

ありがとうございます。

特にこの虐待の発生予防に関してはこの周知と啓発は非常に重要な部分でもありますし、研修の開催方法やオレンジリボンキャンペーン等については、またさらに、充実させていただくような形でまとめていただければと思います。

他にございましょうか。

昆委員をお願いします。

(昆委員)

表の見方を確認させてもらいたいのですが、6ページの①で御説明のあった通り、「虐待の疑いがある」が3,138件に対して、1ページの一番下の⑦で、それぞれが受け付けした数は市町村で約800件、児童相談所で1,700件ということで、虐待が疑われたものと、虐待として受けたもの、それぞれの差を見ると、市町村で450件、児相120件となり、市町村においては、受け付けした数の三つに一つは虐待じゃないと捉えたというように、この数字からだと受け取ってしまったんですが、私ども盛岡市の肌感覚としてはですね、ほぼほぼを、虐待通告が疑われたケースについては虐待と捉えていたので、この差に対してはどう理解したらいいのか教えていただきたい。

(三上会長)

今の部分は、虐待についての認知に関わるところの捉え方かなと思いますけれども、これについてお答えいただきたいと思います。

(事務局)

ここについては各市町村によって対応が異なっているところはあると思われませんが、実際に市町村に対して連絡があって関わり、相談支援をする中で、虐待ではなくて、養育しつけであるとか、子どもの課題に焦点を当てた形の性格行動とかそういった主訴の方で、相談を進めていくというような判断をした場合には、おそらく虐待通告の件数から除いてくるため、そこは各市町村の中でそのような判断を進めているということだと認識しております。

(昆委員)

ありがとうございます。

ただ、最近実態を把握するのが難しかったり、いろんなケースがあって、安直に虐待では

ないと否定して捉えるような扱いはいささか危険で、リスクもあることを昨今、痛感しているところでございます。

また、少し甚だ恐縮なのですけれども、ケース移管などで、他市町村さんからいただいたケースの内容を見ると、これがどうして虐待にならなかったのだろうかですね、或いは虐待として捉えているのかどうなのか不明だなあとと思われるようなケースもあって、市町村それぞれの対応についてのばらつきを、なんとか是正したいというふうに感じるところがあり、この表からもそう感じたので、今後何かありましては御指導お願いしたいと思います。

(三上会長)

ありがとうございます。

特にこの虐待の疑いという部分では、虐待の認知に関連するところで行政機関が行うこととありますけれども、いわゆる相談や課題等の認知の仕方からすると、今はマルトリートメントとして、不適切な領域の枠組みの中で捉えていくところであるので、本当に軽い状況から重い状況まで広い枠組みの中で、いわゆるその広義的な意味での児童虐待の捉え方の認識も一方では必要かなと思いますので、昆委員の御発言や御意見等は、非常に参考になるかなと思いますので、あわせてこれについても御検討いただければありがたいなと思います。

(高橋寿委員)

今の通告についてなんですけれども、CAP 岩手でもワークショップで、何かあったらいち早く教えてくださいねと言ってきたのですが、ただその一方で、泣き声だけで通告されてしまったらというお母さんたちの不安はすごく大きいです。通告件数が増えていますけれども、もう少し地域の方々に虐待についての理解をしていただいて、自分たちに何ができるのか考えていただきたい。子どもの泣き声を聞いただけで、不安を覚えてしまうような大人も中にはいるようで、それだけでも子育てをしているお母さんたちは、育てにくいかなと思うんですね。もう少し地域で気軽に虐待について話せるような機会を作っていただければと思います。

オレンジリボンキャンペーンで、デパートとかスーパーとかで啓発物を配っている時に、近所のことで心配なことがあると話をしてくださる方がいました。だからそういうところでお話を聞きながら、例えば泣き声を聞いたときに、あなたが何とかできることみたいなことや通告についてお知らせしました。でもその方は社宅だったりすると、親御さんに気づかなくてできないと話していたので、子どもは温かい目で見守ってくださいねとか危険がないかどうか見守ってくださいね、というようにお伝えしたんです。それだけでもその方は安心なさっていたと思います。

やっぱり自分にも何かできることはないかと思ったださっている地域の方もいらっしゃるんで、集まって研修等で専門家の話を聞くということではなくて、それはそれで必要だ

と思いますけれども、もう少し地域でもざっくばらんに話題を提供できるような機会を作っていたらありがたいなと思います。

通告というと、本当に児童相談所大変だと思うんですね。それも48時間以内っていうと、もちろん深刻な場合もあるし、してもらおうと困るってこともあるけれど、内容を理解して通告するときにもうちょっと考えてからということが必要じゃないかなと感じております。

(三上会長)

御意見ありがとうございます。

地域の中で、子育てを広く捉えていくような中で、虐待となるとやっぱり言葉が重いような形ですけど、一般家庭でも当然これらの養育に係る心配があるので、そういう意味からすると、敷居も低いような形での理解の仕方ということは重要ななと思います。

他にございますでしょうか。

(平中委員)

一関児童相談所の平中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋委員さん昆委員さんの発言に関連しまして、少し意見を述べさせていただければと思います。

県の要対協の所掌事項としては市町村要対協の支援ということが含まれています。

皆様からお話があった市町村でのばらつきというような課題や、あるいは通告へのハードルを下げるといったようなことを一番担える、キーとなる組織は、市町村要対協ではないかなと思っています。

我々児童相談所も各市町村の要対協に参加して、協議あるいは活動していますが、実際にはいまだに、要対協というものを知らないというような、学校や保育所の職員さん、あるいは一部管理職の方や医療機関でも認識がないという話も聞きます。そういったところから、直接関わっている中ではどうもまだ浸透していないことが実感としてあります。

市町村の対応としては周知に取り組んでいて、この資料にもありますように研修とか様々やっているわけですが、それでも足りない、学校とか保育所とかあるいは県立病院とかから意見として一部出てきます。

県としてもその組織があるところについては、県本庁から要対協の役割とか、その趣旨、どういったことが期待される、あるいはしなければならぬと、そういった通知を毎年きちんと出して欲しいといったような意見を聞きます。

そのため私としては県要対協で、やはりこれは伝えるべきだろうなというふうに思っていたところなので、今の各委員の御発言と関連する部分だと思います。

市町村の要対協の支援という点で、それぞれ県本庁で取り組む。あるいは、それぞれの皆様の構成組織・団体での縦ケースでの周知徹底といったようなことがなされれば、良いのか

なと思います。

あと、みなさん御承知の通り、この指標には出てきてもこの構成メンバーには入っていない、振興局と保健所も要保護児童等の支援に非常に重要な役割を担っています。生活保護であるとか、ひとり親支援であるとか、精神保健の分野、母子保健の分野どれを取っても、振興局や保健所は欠かせませんので、もし皆さんからその振興局や保健所に対する期待とか、あるいは連携して取り組んだ結果の好事例のようなものがあれば、私も県の組織の一員ですので、皆さんの意見を振興局や保健所の方にも届けていきたいと思いますので、教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(三上会長)

ありがとうございます。

特に児童相談所の機能としては、市町村バックアップ機能もあるわけですが、この県の要保護児童対策協議会に関しても、市町村の要対協にかかるところの意見ということで、平中委員からも出ましたけれども、特に市町村の要対協の取り組みの中で在宅支援とかが非常に頼りになっているわけですが。

高橋委員、昆委員、平中委員からあったように併せてその町の要対協の方にも早くできるような形でお伝えしていただくということは必要だと思います。

他にありますか。

(高橋寿委員)

子どもの貧困に関してですが、東京の子ども食堂の方にお話を伺うと、そこで子どもの貧困状況とかDVのことについて実態をすごく把握しています。子どもの居場所ネットワークというのが県にはありますが、子ども食堂の方々を含む子ども支援のネットワークの方たちにも入っていただくと、様子が分かるのではないかなと思っておりました。

(三上委員)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、「資料2の5」から、説明をお願いします。

(事務局)

(議題2 説明)

(三上委員)

今の説明について、御質問や御意見等ございますか。

(高橋寿委員)

11月の児童虐待防止推進月間関連行事活動の紹介をしてくださるということで、毎年県の方から御案内いただいて、CAP岩手は、11月を意識して学習会やワークショップをやり、報告させていただいていますが、他の関連行事でどういうことをなさっているのか知りたかったです。連携できるかもしれないので。民間団体の活動については、報告としてなかなか上がってきてないような気がします。そこはちょっと残念ですね。

児童虐待防止法では、その民間団体を支援するっていう、地方自治体の役割も明記されているのですが、支援の実感がなくて。例えば岩手保健福祉基金なんかは、その民間団体の交通費はもらえるが、人件費はもらえなかったり、新しい事業じゃなければ支援できない等の条件で、非常に県の助成金っていうのは使いにくい。そのため私たちはここ数年、日本ユニセフ協会さんとか、NGOの企業さんに助成金をいただいて活動してきました。

そろそろ県の方でまた、御支援いただけないかと思っておりますが、なかなか使えるものがないので、岩手保健福祉基金や何か使えるような助成金があったら、そういう民間にお知らせしていただければと思います。

民間団体の運営は苦しいと聞いているので、指導などではなくて、一緒にやろうとか、現行の活動に合わせたものなど、御支援をいただけるとありがたいなと思っております。

(三上会長)

ありがとうございます。

これに対して何か県の方からありますか。

(事務局)

11月のキャンペーンにつきましては、一応ホームページの方で各種の取組み一覧として載せておりましたが、もう少し周知方法については工夫して参りたいと思います。

あとは、民間団体への助成金、支援の部分についてはなかなかちょっと今この場でというのは難しいが、行政だけではなくその民間団体さんが、いろんなものを御活用いただいて各所で活動いただけるようなところもありますので、広くそういった情報等を周知できる方法も考えていきたいと思っております。

(高橋寿委員)

ありがとうございます。

ホームページに掲載していただいているのは分かっていたんですが、こういう会議の場で、資料として皆さんと情報共有をしていただければありがたいなと思っておりました。

(三上会長)

先ほどから一貫していますが、啓発方法に関わるのところでは、ここが一番の子どもの虐待

を防止する、鍵になる貴重な意見ですので、十分検討していただきたいなと思います。

他にございますか。

ないようですので、ここで感染予防の観点からのこともあり、休憩に入ります。

(三上会長)

それでは会議を再開いたします。「(3) 東日本大震災津波による被災児童の状況」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(議題 (3) 説明)

(三上会長)

ありがとうございました。

これにつきましては、岩手医科大学の児童精神科で被災した子どもの診療等を行ってらっしゃる山家委員さんから、最近の沿岸地域の子どもたちについて、何かございましたら御紹介いただければと思います。

(山家委員)

岩手医科大の児童精神科の山家でございます。

まず一つ、この資料については、平成 30 年と令和 2 年のところで、子どもについての受診件数が大幅に減っているように見えるかもしれませんが、これは今説明があった通り、岩手医大に児童精神科ができたことから、集計の仕方が変わっていますので、ニーズが減っているという意味ではございませんので、そこは御了承いただければと思います。むしろ、医療ニーズとしては、現在も非常に高まっているという現状でございます。

そういった中から、医療現場から見えた、子どもたちの様子について少しお話をさせていただきます。被災児童としましては、発災から 12 年を迎えようというところで、震災トラウマそのものの問題として、受診されているお子さんたちは、少なくともはなってきたかと思えます。

ただし、それでもまだ通院されている方もいらっしゃいますし、特に 3 月 11 日の被災日が近づきますと、アニバーサリー反応として、症状が出てくる子たちは今でもいらっしゃいます。

そして、震災トラウマを受けたお子さんたちの中にはストレスに対する脆弱性が生じてしまう子がいて、他のトラウマ体験や、別のストレス環境下に置かれたときに、症状の出るお子さんたちがたくさんいらっしゃいます。

そういった中で、異常な心の生活で抑圧されて子どもらしい生活ができないような状況であったり、今日のテーマでありますヤングケアラーの問題なんかも関係してくるお子

さんたちはいらっしゃいます。

見ていますと、やはり沿岸地域のお子さんたちの方が、そのような環境の中で問題があるお子さんが多いような印象を受けます。正確なデータで示せるものではもちろんございませんので、印象だけですけれども、やはり沿岸地域にそういうことが多いということは、やはり被災と無関係には語れないのかなと思っております。

ちょっと震災被災のこととずれるかもしれませんが、私達のところに虐待の問題で通院されている方は多くおられます。その中には、主訴に虐待を受けてそのために症状を呈してこられるっていう方たちばかりではなく、例えばいじめの問題であったり、他のことを理由に受診をされてくる。しかしお話を聞いていくと、虐待の問題がそこに隠れているケースは非常にあります。

これが何を意味しているのかというのは、お子さん達は、もちろん家族の中にも、自分の虐待を直接話せることはなかなかないのかもしれませんが、お子さんたちは虐待のこととか、本当に怖い体験であることって、実際話せない子が多いです。そのため、虐待を受けましたと言えるということは心の傷は深くありません。

むしろ本当にそこで傷が深い人達はそういうことをしゃべれず、もう話すのも怖いという状況の中で、耐えている子が多いということがあると思います。

そのようなお子さんたちがたくさん受診されておりますので、本当に現状として、医療現場では子どもたちの受診ニーズはすごく高まっています。

医療現場の課題としてはやはりそういった子どもたちを、速やかに見ていけるような医療体制が充実していないというのが現状としてございます。これは児童精神医療の専門家不足というところもございますけれども、やはりなるべく速やかにお子さんたちを見ていくという場合にはやっぱり専門医療と、いわゆる小児科の先生方たちとかの医療機関の連携も必要ですし、あとは医療だけではなく福祉だったり学校だったり行政だったり、様々なところと連携していかないとなかなかうまくいかないのかなと思っております。

(三上会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明、また山家先生からのお話も含めまして、何か御意見とか質問とかあればお願いしたいところですけど、いかがでしょうか。

(大向委員)

宮古児童相談所長をしております大向と申します。よろしくお願いたします。

私は4月からの宮古児相に来たのですが、被災の影響を受けている市町村を管轄しているという中で、先ほどから話題になっている、なかなか子育てがうまくいかない、刺激に対するストレスに対する適応力とか対応力っていうところでいくと、やっぱりボディブロー

のように、よくよく話を聞くと、家がなくなったりはしてないけども半壊だったとか、親族のどなたか亡くなったなどが原因で、被災当時は顕著な形で出ていないものも、今になっていろんな形で実は出てきているのが続いているという印象は改めて感じているところです。これは印象レベルなので、公的な支援とかサービスについてはよりブラッシュアップしていく必要があると思います。

あとは、被災地の応援に入ってくださった方たちが定着みたいで、生活を新たにされている方たちも結構苦労されているようです。馴染みのない土地へ遠方から応援に来ていらっしゃるって、親族の協力がなかなか得にくい中で頑張ってもらっているところの疲労感も続いてきているように見受けられるところもありました。

そういう意味で、ぜひひとつ幅広い視点で、サポートが必要かと思います。

(三上会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

特にこの震災の影響については本当にもう数十年以上影響があるので、今大向委員さんの方からもお話があったように、表面上は見えないけれどもよくよく聞いてみるとその影響だったことが感じられることなんかもありますし、それからあわせて山家委員さんの方からもありましたけれども、虐待っていうのは症状を持たないけれど、その背景の中に実は虐待問題がかなり多く潜んでいる場合もあるということで、やはりケアについて我々が意識して考えなくちゃいけないかなと思ってお話を聞いていました。

それでは続きまして、今日の本題でありますけども、「(4) ヤングケアラーへの対応状況」につきまして、事務局からお願いします。

(事務局)

(議題 (4) 説明)

(三上会長)

ありがとうございます。

それではただいまの説明につきまして、御質問や御意見等あればお願いします。

(高橋寿委員)

岩手県版の案を拝見させていただいて、すごく分かりやすく、子ども基本法の思考も見られますし、子ども主体とした感じがよく出ていると思いました。

ただですね、文章がすごく分かり易く完璧だなと思ったのですが、図を見たときに、ちょっと分かりにくいなと思いました。

3 ページの図は必要なかと思ってしまったこと、また 14 ページの緊急性の判断のところで、要支援レベルの“支援を必要としている子ども”と、“周囲に気づかれていないが、

本人が苦痛を感じている可能性のある子ども”の違いについて、どのように理解したらよいのか説明していただけたらありがたいです。

(事務局)

まずガイドラインの 3 ページ。これはヤングケアラーが発生する、家庭の構造をシーソーをモデルにして説明したものになります。

もともとは九州にございます西南学院大学の安部計彦先生がヤングケアラーについての論文をまとめた際に採用されたものが、この国の研究事業のガイドラインの中でも取り入れたということで本県でもそのまま活用させていただいているものでございます。

通常だと、右と左でケアニーズと実際の家族養育力というものは、日常場面ではある程度バランスがとれています。しかし、ケアニーズの増大によって、ケアの負担が大きくなり、シーソーが傾く。傾いたシーソーを元に戻すために、養育力のない親がいる場合は、子どもによるケアがそのバランスを保つために出勤していくということでヤングケアラーが発生してしまうということを、そのシーソーをモデルに図で説明したものになります。

これはヤングケアラーによってバランスが保持されてしまっているもので、どうしても従来であれば、重篤な虐待被害を受けている中で、ヤングケアラーを認知するという一方で、子どもの保護等を対応しがちになるのですが、当然重篤な場合は、ケアラーである子どもがその家庭からいなくなることによって、家庭のバランスが崩れてしまう、家族がバラバラにならないように、自分ですごく頑張ってしまうということがあって、子ども自身がケアから離れにくいような心理特性もあるという中で、一律にその子どもの支援だけではなくて、家族全体を見ながら支援をしていくことによって、このシーソーのバランスを保ちながら支援を行っていくような作業が必要だということを説明するために、シーソーモデルが使われております。

研修会などでも、今のように少し詳しく説明をしないとなかなか分かりづらいところがあるかもしれませんが、一つの例示ということでシーソーモデルが使われているところがございます。

次に、14 ページの、図表 10 になります。非常に分かりにくいところではあるんですが、要保護とか要支援というふうに家庭の中での支援ニーズが表に出てくると、地域でも何かこのお家心配だよねっていうことで、目につきやすくなる、その背景にあるヤングケアラーの方に認知し易くなるのですが、先ほど申し上げた通り、ヤングケアラー自身が頑張ることによって、支援ニーズが一見すると見えない状況になっているので、実際には何らかの支援を入れなければならないのだけでも、その支援を子どもが担っていることによって、対外的にはその御家庭は問題なく経過しているというように評価されてしまって、地域では気づかれにくい。大丈夫かなと思っている御家庭についても、よくよく見ていると実はそこは、子どもが支えているお家だったっていうことが分かったりするというので、本人はすごく頑張っていて苦労しているが周囲に気づかれないということで、現時点では要配慮レベ

ルになるかならないかというところにヤングケアラーは含まれていることを示しているということになります。

これも一つ一つ説明しないと難しいかもしれませんが、国のガイドラインをこのような形で説明をする一つの方法としてこの図表というものが示されているというところがございます。

(高橋寿委員)

ありがとうございます。このヤングケアラーについて、親がネグレクトしているんじゃないかと捉えて、親への指導になると心配があるかなと思っていて、資料4-1の4ページにあるように、学校の支援と書いてあるのは学校が子どもを支援するということですか。そうすると、例えば、虐待でもありますが、ネグレクトで朝食食べてこなかったことを先生が聞き及んでですね、親にすごく注意してしまったと。そうしたら親は、何でそんなこと先生に言うのって言って子どもを余計虐待してしまうというような事例もあるので心配です。先生お願いしますねと言っても、熱意があり頑張らなければと思っている先生ほど親なんかを指導したりすると、子どもがますます大変になるってこともあるので、このことについてどうなのかとおもっていました。

(事務局)

ありがとうございます。

そのあたりの御指摘は、これまでも様々な場面でいただいているところで、従来の児童虐待対応、保護者指導の関わりだと、そもそも家庭内のケアニーズが解消されるわけではないので、より支援を受けにくくなったり、関係性が悪化していくということが確認されております。

そういったところも含めて、実はこのガイドラインの中にも、今実際にケアをやっている状況は否定しないだとか、家庭の関わり方についても盛り込まれておりましたので、その辺りも含めてガイドラインを活用いただくことによって、少しでもそういった関わり方の工夫などが地域で進んでいただくことを期待しております。

(高橋寿委員)

ありがとうございます。

現実問題、現場では、法律ができてガイドラインができてそれを活かさずにいるので、やはり研修を地道にやっていただきたいし、研修の数字も出ていますが、全体にどれだけこうあってどれだけ学校が取り組んでいるのかについては分からないので、本当に子どもたちのためを思うと、資料を作りましたので見ていただいだけでは、なかなか子ども支援にならないと思います。

ただ、子どもが主体となってこういう方法があるよってということを提示しながら子ども

に選んでもらうようになりつつあるのはすごくいいことだと思うが、なかなかそれが大人の社会では理解できてないところがあるので、本当に申し訳ないのですが、研修をやらせていただきたいですけど、活動資金もないものですから、すみませんが、一緒にやってくださるところがあればお声掛けをしていただければと思います。

(三上会長)

ありがとうございます。

ちなみに先ほど盛岡ユースポートのいわゆる支援体制強化とありますが、様々な取り組み等あるかなと思うので、それについては印刷してないので、申し訳ありませんが少しお話しくださると、理解が深まるかなと思います。

(昆委員)

盛岡市の取組みを御紹介させていただければと思います。

実は私どもの方も積極的に活動させていただいている、大きな取組みの一つの中に、支援体制整備事業というものがあり、それをこの4月からスタートさせてございます。

現時点で私が今報告をいただいているのは、検討件数は20件近く、うち子どもが絡むものが4件というような割合になってございますが、具体的にヤングケアラーへ何らかの形で支援できたということについては、この4ページで言うところの10番のケースで、少ないながらも一定の成果を上げて対応できています。このケースが何かといいますと、毎日認知症の傾向があるおばあちゃんのために部屋で寝泊まりをしていて、何もするわけではないのですが見守っていなければならなかったのが僕は寝られないという状態。重層でという格好で、結果的には何とかおばあちゃんの施設入所ということで、その場面については解決することができました。

重層がなくてもできたかもしれませんけれども、そこに至る解決へのスピード感が全く違ったものというふうに捉えているところでございます。

またいささか、市の方としましては、市町村の最大の強みは子ども大人関係なく、いろいろな機関が地域にたくさんあるということで、そこの連携の中で、早期にいろんな子どもの問題を発見して対応していけるのは市町村のコーディネーター機能の一つではないかという認識のもとに考えているところなのですけれども、その代表的な課題がヤングケアラー引きこもりや、ゴミ屋敷となるので、それらに対してどうやって対応していこうかという時に、市町村の強みはあるのですが、行政そのものにそれらを取り扱う窓口が乏しいというところに課題があるのではないかと考えています。

例えば盛岡の場合、地域包括支援センターは市内に十何か所あります。児童には要対協があるのですけれども、障がいのような自立支援協議会を構成する事業所は、圧倒的に少ないです。

そういった中で、重層支援体制整備事業というふうなことは、とても有意義であるという

ことで、これに障がい、高齢、生活困窮とともに、子どももしっかりこの輪の中に入りたいということで、体制整備について、今なおメンバーとしてやらせていただいているところ です。

もう一つは、児童虐待とヤングケアラーは、子どもの権利を侵害するという点では同じですが、私たちは、それをできれば一緒に考えたくないと思っています。子どもに対しての対応は、ヤングケアラーのことをあたかも虐待を受けている子どものような保護しなければならない、救済しなければならない、何とかしてあげなければならないというような視点での入り方は、経験は乏しい中でなのですが、なかなかうまくいかない傾向があるので、今やっていることを評価してあげながら、その中での悩みを、さっきの子どもの場合では寝られないという、あなたの睡眠時間を4時間から5時間にするにはどうしたらいいだろうかというような、完全解決じゃなくて負担軽減、あるいは寄り添いというような形で、しかも短期ではなくて、できれば継続的に対応していけるような、そんな形になればいいかなと思いつつ、取り組ませていただいたところ です。

ちょっと、突然振られたので話が散漫になって申し訳ないのですが、以上でございます。

(三上会長)

ありがとうございました。

盛岡市の取組みの丁寧な関わりで、寄り添い的な視点とかあるいはソーシャルワークな視点で関わったようなことからすると、より専門的な関わりも当然必要になってくるようなお話かなと思います。

他にございましょうか。

(高橋寿委員)

ヤングケアラーで、今は子どもに対応していくことが注目されていて、とても大切なことですが、大人の30代40代でも、自分がヤングケアラーであると気づかずに生きにくさを抱えている人たちの話をよく聞きます。ここがその場所ではないと思うんですが、なんかその辺もどうにかならないかなという思いです。

(事務局)

ありがとうございます。

ヤングケアラーというのが、たまたま年齢で区切られてヤングケアラーとているに過ぎませんので、家族ケアは継続していきます。その後も、例えば進学したり就職してもケアの状態が続くということは、よくあるということで報告を受けております。

もりおかユースポートに委託している相談支援事業も、基本的にはヤングケアラーという対象はありますけれども、もりおかユースポート自体がそもそも若者支援をやってくださっておりますので、このヤングケアラーの相談支援事業を卒業した方がそのまま若者支

援の方に引き続いて、相談支援を受けていただけるように、法人内でも検討いただいているところでした。

今お話をいただいた、いわゆる若者ケアラー、青年ケアラーという、いわゆる一定年齢のところまでは、ある程度継続的な支援ができるかなというふうに考えておりましたので、いただいた御意見を改めてその事業の方に参考にさせていただければと思います。

(三上会長)

他にございますか。

かなり時間が押しておりますので、この議題については以上で終了させていただければと思います。

次に、(5)ですけれども、その他として事務局や委員の方々から、何かありませんでしょうか。

(なし)

今回このヤングケアラーについて県の要対協でもきちんとした形で、取り上げたのは初めてかなと思います。それでまた市の要対協の中でも、これまでどちらかというと要保護の部分についてかなり注目したわけですが、要支援も含めたり、見守りや、寄り添い的な形の支援ということで、市の要対協を含めた形で関わっていくという意味からすると、在宅支援をより充実させていくような方向性ということで、これは特にも、先ほど大向委員からも話していたり、それから平中委員からも出たように、児童相談所だけで、こういった子どもの虐待等に関連するようなことで対応していくわけじゃなくて、市の要対協の中でも対応していくような中では非常に、この県の要対協の位置付けということでも、改めて今回の会で意識できたんじゃないかなと思います。

皆様本当にご協力いただきましてありがとうございます。

みなさまから何かございますか。

ないようでしたら、議事につきましてはこれで終了いたします。御協力ありがとうございました。

また、今回の御意見や御提案、かなり多くいただきましたので、事務局の方でも集約していただいて、県の取り組みに反映できるものかどうかも含めて、進めていただくようお願いいたします。

それでは、以上で終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

(事務局)

本日は貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございました。

次第の「(6) その他」であります。議事以外で、何か皆様からございますでしょうか。

(なし)

最後に、参考資料の 2 と 3 という事で、現在岩手県民計画第二次アクションプランというものを策定しまして、来年度から新たな 4 年間のアクションプランになっておりまして、今般、県の計画を公表させていただきました。

参考までにお付けしておりますので、今日は時間もございませんので説明の方は割愛いたしますけれども、後程、目を通していただければと思います。

それでは最後に本協議会の結びとしまして、子ども子育て支援室長から、一言申し上げます。

(高橋室長)

皆様から様々な御意見を頂戴しまして大変ありがとうございました。

児童虐待の相談対応件数も会議の中で御説明させていただきましたけれども、全国においても岩手県においても本当に年々増加しておりまして、令和 3 年度、過去最多というような状況です。

これは一方で、その件数についての捉え方はいろいろあるかと思っておりますけれども、社会においてやはり児童虐待を許さないというような、理解が進んできたということで、また関係機関との連携の下ですね、早期発見、早期通告ということで、そういった取組みが進んだ結果でもあるのかなというふうに捉えております。

ただ一方で、虐待を受けている、本当に怖い体験をしている子どもたちが実はなかなか耐えている子どもたちがいる、声を上げていない子どもたちがいるというような、お話も本日ありました。まさにそういう形で潜在している子どもたちもまだまだいるのかなというふうに考えております。

またヤングケアラーについても本日、御紹介させていただきましたが、昨今ヤングケアラーについての関心も高まってきているところでございまして、虐待とヤングケアラーが違うというお話をいただいたところではありますけれども、やはり家庭内のことということで、なかなかその周囲には分かりにくい、あるいは子どもたち本人が、大変厳しい状況に置かれているということに、気づけないでいるというようなことも多く見受けられるというふうに考えております。

やはり、児童虐待について社会の理解を深めていくということと同じように、ヤングケアラーにつきましても、やはり周囲が理解を深めていくというような取組が本当に大事だと思っています。本日も御意見いただきましたけれども、県としてやはりいろんな機会を捉えて研修を実施していきたいというふうに考えておりますし、ぜひ本日の委員の皆様方も、団体の方に当方でも出向いて様々な研修等で御説明させていただいておりますので、お声

がけいただければと考えております。

ヤングケアラーにつきまして把握して、子どもたちの気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげていくということが大事というふうに考えております。

いずれにしましても、子どもが虐待等困難な状況から、守られ、心身ともに健やかに育ちを得るといようなことに繋げていけますように、それぞれの委員それぞれのお立場から活動をしていただくということと、ぜひこの会として連携して様々な取組みについて考えていければと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これもちまして、令和4年度岩手県要保護児童対策地域協議会を終わります。長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。